

第146回東京海区漁業調整委員会議事録

- 1 日 時 令和4年2月17日(木) 午後2時00分
- 2 開催場所 東京都庁第一本庁舎21階 海区委員会室 (Web併用会議)
東京都新宿区西新宿2-8-1
- 3 出席委員
- | | | | |
|----|---------|-----|---------|
| 1番 | 田 中 國 治 | 9番 | 馬 場 治 |
| 3番 | 岩 田 光 正 | 10番 | 浜 川 祝 男 |
| 4番 | 関 恒 美 | 11番 | 高 瀬 吉 安 |
| 5番 | 鈴 木 正 明 | 12番 | 川 村 松 男 |
| 6番 | 佐々木 隆幸 | 14番 | 小 島 智 彦 |
| 7番 | 丸 裕 二 | 15番 | 有 元 貴 文 |
| 8番 | 井 上 潔 | | |
- 4 欠席委員 13番 山 下 奉 也
- 5 その他の出席者
- | | | |
|------------------|-----------------|---------|
| 産業労働局農林水産部水産課 | 課 長 | 藤 井 大 地 |
| 〃 | 統括課長代理 (漁業調整担当) | 高 橋 克 己 |
| 〃 | 統括課長代理 (漁業取締担当) | 小 埜 田 明 |
| 〃 | 課長代理 (課務担当) | 伊 藤 誠 |
| 〃 | 主 任 (漁業調整担当) | 早 川 浩 一 |
| 〃 | 主 事 (漁業調整担当) | 長 野 雄 太 |
| 東京都島しょ農林水産総合センター | 所 長 | 松 川 敦 |
| 〃 | 振興企画室 主任研究員 | 山 口 邦 久 |
| 東京海区漁業調整委員会事務局 | 事務局長 | 米 本 武 史 |
| 〃 | 主 事 | 岩 田 笑 里 |
- 6 議 長 東京海区漁業調整委員会会長 有 元 貴 文
- 7 議事録署名人 5番 鈴 木 正 明 6番 佐々木 隆幸
- 8 報告事項
- 9 議 案
- (1) 東京都海面におけるさんご漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の基準並びに許可の有効期間について (知事諮問)
 - (2) 小笠原海域における底魚一本釣り漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の基準並びに許可の有効期間について (知事諮問)
 - (3) 小笠原海域におけるひき縄漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の基準並びに許可の有効期間について (知事諮問)

- (4) 令和4管理年度におけるくろまぐろの漁獲可能量の配分について（知事諮問）
- (5) 東京海区におけるうみがめの採捕制限の委員会指示について
- (6) 伊豆諸島海域における浮きはえ縄漁業の委員会指示について（6月から12月まで）
- (7) 令和3管理年度におけるくろまぐろの漁獲可能量の変更について（知事諮問）

10 その他

11 議事事項

（午後1時57分 開会）

事務局長	出席状況の報告。現在欠員1名（2番委員）の14名の内、本日は13番山下委員が欠席、12名の出席（有元会長、1番田中委員、4番関委員、5番鈴木委員、6番佐々木委員、7番丸委員、8番井上委員、9番馬場委員、10番浜川委員、12番川村委員、14番小島委員の11名はウェブ参加）。 資料の確認。 それでは、会長よろしく申し上げます。
会長	はい、皆様こんにちは。1月に続きまして、またオンラインの画面越しの開催となりました。やりにくい状況ではありますが、是非、積極的に皆様からご発言いただけますよう努めてまいりますのでよろしく協力お願いいたします。また、音声が悪れたり、接続が悪いという状況の時はぜひご発言頂ければと思います。 議事に入ります。まず本日の議事録署名人をお願いしたいと思いますが、順番で5番の鈴木委員、6番の佐々木委員にお願いしようと思います。よろしくお願いいたします。
5番、6番委員	了解しました。
会長	よろしくお願いいたします。 それでは、報告事項です。事務局なにかございますでしょうか。
事務局長	特にございません。
会長	報告事項は特にないとのことです。では、早速、議事に入ります。本日は議案が全部で7件となります。 議案の1です。「東京都海面におけるさんご漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の基準並びに許可の有効期間について」の諮問について、お願いします。
事務局長	【資料1】の諮問文朗読。
水産課	【資料1】の諮問文以降、説明。

<p>会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。さんご漁業ですが、まず、小笠原地区の造礁さんご、二つ目が伊豆諸島を含めた東京海区全域の本さんごとなっています。これまで、別々の漁業として取り扱っていました。これからは、さんご漁業として一つにまとめ、さんご漁業（造礁さんご）、あるいはさんご漁業（本さんご）という区分になります。何かご意見ございますでしょうか。各地区の委員の皆様いかがでしょうか。</p>
<p>11番委員</p>	<p>小笠原島漁協の高瀬です。小笠原島漁協としては、この提案でお願いしたいと思っております。お願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>はい、高瀬委員から発言がありました。他にご意見あるいはご質問いかがでしょうか。特にございませんか。ではこの原案通り決定とさせていただきます。どうもありがとうございました。</p> <p>次に、議案の2です。「小笠原海域における底魚一本釣り漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の基準並びに許可の有効期間について」、知事諮問お願いいたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>【資料2】の諮問文朗読。</p>
<p>水産課</p>	<p>【資料2】の諮問文以降、説明。</p> <p>許可の基準（許可又は起業の認可をする者相互間の優先順位）は、第一に当該漁業許可に基づく漁獲実績を有する者、第二に当該漁業許可を有する者から独立する者。</p>
<p>会長</p>	<p>はい、どうもありがとうございました。質問あるいはご意見いかがでしょうか。ご意見もご質問も特にございません。原案通り決定したいと思います。どうもありがとうございました。</p> <p>続きまして、議案の3です。「小笠原海域におけるひき縄漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の基準並びに許可の有効期間について（知事諮問）」、お願いいたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>【資料3】の諮問文朗読。</p>
<p>水産課</p>	<p>【資料3】の諮問文以降、説明。</p> <p>許可の基準（許可又は起業の認可をする者相互間の優先順位）は、第一に当該漁業許可に基づく漁獲実績を有する者、第二に当該漁業許可を有する者から独立する者。</p>
<p>会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。ひき縄漁業について、他の許認可と同じように揃えていきたいということで、ご意見あるいは質問ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。先ほどの説明で、漁業を営む者の資格として、まず船舶の隻数があって、それに対応する形で、漁業を営む者の資格の内容となっていて、順番が逆のようですごく不思議な感じがするのですけれども。</p>
<p>水産課</p>	<p>水産課です。こちらは、漁業法の中で、制限措置については、漁業種類から漁</p>

<p>会長</p>	<p>業を営む者の資格までが、列記されています。その法律の中での順に合わせて、記載しております。そのため、左側に船舶の数が、右側にそれに対応する漁業を営む者の資格ということになっております。</p> <p>はい、分かりました。他もそうなっているということで、了解するといけないですね。はい、いかがでしょうか。ご意見ないようですので、原案通り決定したいと思います。はい、どうもありがとうございました。</p> <p>次に議案4となりますが、今年度（3月まで）の配分の変更の審議を先に行うということで、議案の7です。「令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」、知事諮問を事務局からお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>【資料7】の諮問文朗読。</p>
<p>水産課</p>	<p>【資料7】の諮問文以降、説明。</p>
<p>会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。令和3管理年度の最終の枠の譲渡を受けたもの、小型魚と大型魚を交換したもの等々になっております。ご自分の地区についてあるいは全体について質問やご意見ありましたらお願いいたします。</p>
<p>10番委員</p>	<p>すみません、浜川です。</p>
<p>会長</p>	<p>神津島の浜川委員お願いします。</p>
<p>10番委員</p>	<p>この案内は各組合員には報告しても構わないのでしょうか。3月1日からできそうだという案内はして構わないのでしょうか。</p>
<p>水産課</p>	<p>水産課です。これはまだ、水産庁からは使ってもよいという通知がない状況です。そのため、水産庁からの通知が届き次第、各支庁を通じて漁協には案内をしたいと思っております。それまで、もう少々お待ちいただけますと幸いです。以上です。</p>
<p>10番委員</p>	<p>はい、分かりました。</p>
<p>会長</p>	<p>水産庁からの正式な通知が届いたらすぐにそれを伝えていただき、各組合で周知してもらおう。はい、他にいかがでしょうか。</p> <p>特にございません。それではこの原案通り決定したいと思います。どうもありがとうございました。</p> <p>次に、4月1日以降に始まる配分になります。議案4、「令和4管理年度におけるくろまぐろの漁獲可能量の配分について（知事諮問）」お願いいたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>【資料4】の諮問文朗読。</p>
<p>水産課（長野）</p>	<p>【資料4】の諮問文以降、説明。</p>
<p>会長</p>	<p>はい、どうもありがとうございました。当初配分になります。数値について、ご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。</p>

事務局長	<p>特にございませんか。ないようですので、こちらも原案通りといたします。どうもありがとうございました。</p> <p>ここまでで、知事諮問が全部終わりました。次は委員会指示になります。議案の5、「東京海区におけるうみがめの採捕制限の委員会指示について」、事務局からお願いします。</p> <p>【資料5】に基づき説明。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございました。何かご意見ございますでしょうか。これも、例年どおりです。特にないようですので、こちらも原案通りとなります。どうもありがとうございました。</p> <p>最後の議案になります。議案6です、「伊豆諸島海域における浮きはえ縄漁業の委員会指示について（6月から12月まで）」をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>【資料6】に基づき説明。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございました。去年までは二つの期間に分かれていたのが、今は6月から12月にまとまり、内容的には日付の更新のみということですか。いかがでしょうか。何かご意見ございましたらお願いいたします。</p>
会長	<p>はい、よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。では、こちらも決定したいと思います。どうもありがとうございました。</p>
4番委員	<p>すみません。三宅島なのですが。</p>
会長	<p>はい、三宅お願いいたします。</p>
4番委員	<p>新島の組合長いますか。</p>
会長	<p>鈴木委員おいででしたよね。</p>
5番委員	<p>この件ではないのですが、新たに静岡県から、東京都に許可申請が出てくると思うのですが、その件について、何か前から問題になっている船主さんが関係しているのではないかと、静岡県の地元でも大分揉めているということで、東京都のほうから対応ができないかということ静岡から相談されているのですが。</p>
4番委員	<p>すみません、宮城県の船主で承認を受けている船を新しくして、古い船のほうを持ってきたみたいで、それが静岡の下田で揉めてるみたいなのですけども。先ほど確認したら、承認が移設できるということで聞いたのですが、その点を皆さんがどう考えているか。</p> <p>鈴木さんが言った通り静岡のほうで揉めてるみたいなので、その辺を東京都はどうするのか皆さんに考えてほしいのですけれどもどうでしょうか。</p>
事務局長	<p>会長よろしいでしょうか。</p>
会長	<p>はい、お願いします。</p>

<p>事務局長</p>	<p>今の話ですが、ご説明いたします。</p> <p>お話に出ている船につきましては、既に1月の段階で承認が出ております。約10トンの船で承認は出ております。12月の段階で、船を大きい船に替えますといういわゆる代船申請ということになり、新規の申請ではないということをご理解いただきたいと思います。</p> <p>その船につきましては、あくまでも所有者はご本人名義で使用ということで、書類上は船が老朽化したため新しい中古船を買って、取り換えるという申請になります。</p> <p>それについて、今、鈴木委員、関委員からは、静岡の漁業者のほうから相談があったというような経緯になってございます。以上、現状をご説明いたしました。</p>
<p>4番委員</p>	<p>すみません、関ですが、静岡からは相談はされたわけではないが、また、東京の海域でごたごたを起こされたら大変なので、今回皆さんに相談しているの。</p>
<p>事務局長</p>	<p>はい、よろしく願いいたします。</p>
<p>10番委員</p>	<p>浜川ですが、良いですか。</p>
<p>会長</p>	<p>はい、浜川委員お願いします。</p>
<p>10番委員</p>	<p>私としては、今の現状を見るとこれ以上はいくら承認を持っているからといって、操業隻数をこれ以上増やしてほしくないということが、まず意見です。</p> <p>1月には、東京都の枠が一杯で自粛中にですね、大島と利島の間、6隻か7隻の大臣許可を持った船と、下田を基地にしたはえ縄船が6隻か7隻くらい操業したようなことがあった。</p> <p>あの狭い海域に、6隻も7隻も集中して操業するというのは、もし我々がその時に操業の枠があつて操業していたら、だいぶ混乱したろうというふうに思っているのです。</p> <p>そういった状況と、あとは北黒のほうの操業の在り方のことを考えると、これ以上に、操業する船が増えるともっと秩序が悪くなる、混乱するのではないかという意味で、これ以上は、承認が出ていも操業はしないしてほしいということを、委員会として、東京都の漁業者の意見として言っていきたいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>はい、静岡県の承認定数が9隻で、操業隻数は4隻と説明されましたが、この中の1隻が代船申請という形なのでしょうか。</p>
<p>事務局長</p>	<p>会長よろしいでしょうか。今審議しているの指示の内容は、6月から12月の期間です。</p> <p>今、皆さんから話に出ているのは、1月から5月の既に承認された方の使用船舶の変更ということです。</p>
<p>1番委員</p>	<p>いいですか。この船は、その1月から5月までで、実績があるのですか。</p>
<p>事務局長</p>	<p>操業の実績はございません。</p>

1 番委員	<p>操業の実績はないのでしょ。結局、新たに船を持たせるということになっているわけだよ。承認を持っているから出しますというのはちょっとおかしいのではないかな、東京都も。</p> <p>今までも委員会では、実績がなくても承認を出している、それで揉めてるんだからいつも。船をこれ以上増やさないでくれって、それを海区が出しますってないよ、それはちょっと。</p>
事務局長	<p>よろしいでしょうか。皆様方からも、度々枠だけ持つてるのはおかしいという話がありまして、承認実績のないのは、静岡県だけではなく千葉県等も含めて、減らしてきています。</p>
1 番委員	<p>減らしてるのはわかるけどね。それを出すときに、この委員会で話も議論もさせないで、そのまま出しますというのはおかしいじゃないか。事務局は、それはおかしいよ。この承認は、今揉めてるのだから。千葉県の船も、この前1年半も持たせたでしょ。何、事務局やってるのだよ。</p>
会長	<p>いかがいたしましょうか。</p>
1 番委員	<p>水産課はどうなってるの、これ。あなた方には、いつも承認はもう増やさないでくれと言ってるのに、委員会では承認は出しましたっていう話じゃないでしょ、これ。</p> <p>だけど、今まで実績がない船に出すんだから、それは1回揉ます方がいいじゃん委員会の中で。</p>
水産課	<p>今、話に出ている承認というのは、去年の年末、皆様にお諮りした内容で承認が出ているという状況です。現在問題になっているのは、事務局には、船を替えたいという申請があがってきているという状況で、現在決裁の事務を止めているところでございます。</p> <p>委員会の委員の中からも取り扱いをちょっと考えたほうが良いのではないかとという話がありまして、皆様の意見を聞きたいという状況なのですね。</p> <p>今、田中委員からも言われた通り実績のない船に出すのもおかしいのではないかとということもあります。ただ、先ほども説明した通り、事務局としては書類の内容、申請の内容がきちんと揃ってしまっているということで、変更については認めざるを得ないのではないかと状況です。ただし、皆様のご懸念があるわけで、そういったところを、懸念するようなトラブルが発生しないように、何かできる手だてはないかと今考えてるところです。</p>
1 番委員	<p>もうトラブルは起きてるじゃないですか。はえ縄船を増やすっていうこと自体が、我々反対ですから。我々は90%ひき縄ですよ。</p> <p>この指示は、ひき縄の船で競合しないように、海区委員会にお願いしたのだから、それははえ縄船の承認を増やしているから、競合でぶつかるってことだ。最初の承認は、ひき縄ができないから委員会指示で枠数を決めたんだから。それをもうどんどん増やしていったら、ひき縄が操業できないじゃないですか。我々東京都の漁業者の首を絞めるだけだよ、そんなことやってたら。東京都は、委員会</p>

<p>10番委員 会長</p>	<p>指示の枠を減らすことを考えればよいじゃないか、もう枠が一杯だから。今後は辞める人の代わりなら入れますとか、他県にはそういったな考えをしなかったら、これからもどんどん増やしてくるよ。</p> <p>浜川ですがよろしいでしょうか。</p> <p>浜川委員どうぞ。</p>
<p>10番委員</p>	<p>1月末位に、先程の大島と利島の間に漁場形成があった。その時に、大臣許可を持った船が操業したらしいという情報があった。</p> <p>それで、A I Sというのをはえ縄船がつけているらしいので、実際私も見たのですけれども。そしたら、つけたり消したりしているような状況で。裏付けはないが、3マイル以内に入っているような状況で、こちら側で受け取る感覚なのですけれど。どうもその範囲内に入ると、A I Sを消しているのではないかという行動がみられるのですよ。</p> <p>当然、普通考えて、あの狭い海域に6隻も7隻も入って、なお仮に縄を入れれば、島内の3マイルというところに入るのだらうと思いますよ。潮の流れだとかあるいは隻数の数を考えるとね。そういったことを考えると、決めているルールを破っている可能性があるわけですよ。</p> <p>それで、これ以上更に船を増やすことになれば、当然端っこの船はやれなくなるといことですよ。現実に、去年の1月と3月位、御蔵島沖に漁場が形成されたとき、千葉県船は三宅の1マイル以内のところを操業していた。これも、証拠を出せと言われても、今更だが、レーダーで我々はそれを確認している。そういったことが起きているということの事実を考えるべきだと思います。</p> <p>その上で、船を増やさないでくださいということ、田中さんも言っていましたけれど、操業実績がない船、いくら承認をもらっていても、これ以上操業させる船は増やさないでほしいというのが、こちら側の要望です。このことを、静岡県の方に伝えてもらえればいいじゃないかと思うのだけど。どうでしょうか。</p>
<p>水産課 会長</p>	<p>水産課です。</p> <p>はい、お願いします。</p>
<p>水産課 10番委員</p>	<p>隻数を増やさないでほしいということとは、要するにその時に操業する、一時に操業する隻数が多くなってしまうと、ひき縄の操業する海域がなくなってしまう、他の様々なトラブルの要因になるので、全体的に縮小するような減らすような方向性を探ってくれないかといったようなご要望なのかなと承りました。</p> <p>今、何ができるかというのはお答えできないのですが、そういう方向ですね。今後、静岡だけでなく、千葉も含めて、また北黒瀬だけでなく、他の海域も含めた中で、何ができるのかと検討して参りたいと思います。</p> <p>そもそも、大臣許可が沿岸でやっていることが問題だと思います。折角、長年作ってきた秩序を、こういったことで、どんどん壊されていくのが今の状況だと思うのです。その辺をもうちょっと、水産庁なり静岡県なりと話を詰めていってもらいたいと思います。</p>

水産課	<p>はい、お話はよくわかりました。今後、何ができるか検討し、他県に対して働きかけを何かしらしていく場面が出てくるかと思います。その時は、まだ皆さんのお力を仰ぎたいと思いますし、またお知恵を拝借したいと思っておりますので、その節はよろしく願いいたします。以上です。</p>
1 番委員	<p>それと大島で競合している話はなぜ取り締まりに出ないのですか。3マイル以内に入っていると、大島にどれだけ指導船があるのか、取り締まりに出た方がよいよ、そういう時には。</p>
水産課	<p>その時、大島支庁の職員は現場を確認に行っております。陸上から支庁が監視をしたところ、3マイル以内に入っているというのは、その場では確認できなかった。また、A I Sは水産課でも見られますので、漁場での漁船の存在の状況はモニタリングしてますし、引き続き実施してまいりたいと思っております。以上です。</p>
1 番委員	<p>大臣許可の船だけではなく、静岡県かな、委員会指示の船も3マイル以内に入っているようですよ。そういう噂が流れてきているよ。陸から見て分かるわけないじゃん。</p>
水産課	<p>3マイル以内に委員会指示の船が入っているような状況があるということであれば、今後はそういうことがないように、各県に注意喚起をしたいと思えます。以上です。</p>
10番委員	<p>A I Sね、こっちで見ているとスイッチを入れたり消したりしているような状況があるような気がするのですが、その辺はどうなのですか。若い人がね、航跡を見ていたら、途中で消えたりついたりという状況があるのですよ。今後の話ですけどね、このA I Sを切らないで、航跡をね、残しておけっという指導をするようなこともちょっと検討しておいた方がいいのではないのでしょうか。</p>
水産課	<p>水産課です。現状ですが、大臣許可漁業がA I Sを搭載することが義務付けられているかどうかは分からない部分がございます。</p> <p>委員会の承認を持っている船で、A I Sを積んでいる船もあれば、積んでいない船もあるということで、一律にA I Sについての規制をかけることは、現状と難しいかと思っております。あと、浜川委員のA I Sがついたり消えたりするという話ですが、電波の状況等で切れることもあるのかもしれませんが、走っていない間もスイッチを入れておく義務があるのかどうか、また、トン数の階層等によって、義務があるのかどうかを調べた上で、適正に検討してまいりたいと思えます。以上です。</p>
10番委員	<p>だから、今、もうこれ以上船を増やしてほしくないっていう議論の中で、こうこういったA I Sの義務化というのも議論の俎上にあげればいいのではないですか。これからのルール作りとしてと思います。A I Sの義務付けも検討のルールの中にしてもいいのではないかと思います。もし、先ほどの静岡県の船に承認をだすにしても、しょうがないという話で、どんどんと話が進んでいくようであれば、そういったこともルール作りの中に入れていくという。東京都と海区委員会</p>

<p>水産課</p>	<p>の中で、議論させてもらって、こういうことは、東京都の承認のルールになりますよというのも一つの案ではないでしょうか。</p> <p>どういった形ができるかということもありますけれども、A I Sの問題も一つ選択肢といいますか、方法の一つとして、検討の材料に加えて、検討して参りたいと思います。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>東京海区の漁業調整としては、一番大事なところ、難しいところでもありますし、もう決まってしまうからという話ではなく、どうしたらよいかという形で、ぜひ考えを進めていただければと希望します。</p> <p>どうもリモートで会議していますと、こういう難しい話はますます難しくなってしまう。今回については、情報提供があったということで、今後のことまで含めて考えてもらいたいということでよろしいでしょうか。浮きはえ縄のことは、必ずいつも揉めてしまうようなところで、対応が難しい部分あるかと思いますが、よろしく願いいたします。</p> <p>では、議案6の「伊豆諸島海域における浮きはえ縄漁業の委員会指示について（6月から12月まで）」については、ここで決定します。どうもありがとうございました。</p> <p>本日予定していた議案7件が終わりました。その他で事務局からお願いいたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>はい。まず、報告事項として、漁業権の免許のスケジュールにつきまして、水産課からございます。よろしく願いします。</p>
<p>水産課</p>	<p>それでは、漁業権免許切替に係る手続きスケジュールということで、ご説明いたします。スケジュールの説明の前に、今月、2月2日に、小笠原地区の漁業権が新たに切り替わりました。これまで説明してきた通り、来年の令和5年8月31日までの短期免許ということで、免許をしたところです。その期間満了と合わせまして、伊豆諸島地区、また内水面地区も含めてですが、漁業権の切換えの時期を迎えることとなります。その切換えについては、新しい改正漁業法の規定に基づいて手続きを進めていくこととなります。</p> <p>いくつか、新しい項目が加えられまして、まず、「適切かつ有効にこれまで免許している漁業権が行使されているか」といった点、また、「利害関係人から漁場計画に関する意見を聴取する」といった点を盛り込みながら、来年の9月1日の新たな漁業権の免許に向けて、手続きを進めて参りたいと思います。今後は、年度内を初めとして、年度明けの夏前ぐらいまでにかけて、現地調査を行って参りたいと思います。各地区を訪問しまして、先ほどの適切かつ有効であることの判断材料、操業状況、行使状況、そのようなことを皆様から聞き取るとともに、新しい漁業権に関する要望、こういった魚種を追加したいとか現地調査を進めて参りたいと思います。今年の夏頃には、漁場計画の素案を作成しまして、委員会の席でご説明したいと思います。</p> <p>その後、1か月位の期間を取りまして、利害関係人の意見聴取ということで東京都のホームページで、漁場計画の素案を公表して、一般からの意見も募るという手続きが法律によって新たに加わっております。そういう手続きを踏まえた後</p>

	<p>は、従来の漁業権の免許手続きとほぼ同じになって参ります。</p> <p>また、今回は伊豆諸島、内水面に加えて小笠原地区も同時に切り替えるということで、公聴会の時期も若干長めにとっております。年が明けて来年の春ぐらいに、漁場計画を作成して、一般に公表して、その後関係漁協の総会を開催していただき、漁業権免許の申請とか行使規則の認可申請を提出していただくこととなります。</p> <p>夏頃の委員会で、その免許申請についてが適正かどうかということ、また委員会にお諮りして、9月1日の新しい免許につなげて参りたいと思っております。その時の状況に応じて、またコロナ禍の蔓延等の状況によって、このスケジュールが説明した通りに進むかどうかということは、予断を許さない部分もありますが、できる限り、皆さんのご迷惑にならないよう、できるだけ手間を省けるような形で、進めていくように、努力して参りたいと思っております。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。以上です。</p>
会長	はい、ありがとうございます。令和5年ということは来年になりますね。
水産課	そうです、来年の9月1日に新しい免許になるように。
会長	<p>来年に向けて、これからの作業予定の説明がありました。現地調査とか、意見聴取とかが行われていくということでした。何かご質問はございますでしょうか。それでは、各地区での協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>では、次回開催予定について事務局からお願いいたします。</p>
事務局長	<p>はい。次回開催予定につきましては、令和4年4月28日ということで、連休の前日ということで、例年は連休明けということでしたが、水産課からの説明にもあったように、漁業法が改正されて、申請期間を1ヶ月以上とるようになっていることが法律で決められております。これに伴いまして、各漁業の許可の申請期間が、前倒しになりました。特に7月1日からの許可の更新につきましては、4月中に委員会を開かないと、手続きが間に合わないということで、連休前ということになりました。今後は、他の漁業につきましても見直しをしていきますので、それにつきましては、次の年度の最初、この4月28日に、皆様にスケジュールをお示ししたいと思っております。</p> <p>開催方法につきましては、新型コロナの状況の判断が厳しいのですが、基本的には今まで通り、委員会室ということを考えてございます。もし、会議室の規模的に、あるいは、このままの状況から厳しい場合は、島しょ農林水産センターの会議室をお借りして開催したいと思います。更に厳しい状況であれば、対面ではなく今回みたいなウェブということもございます。当然、コロナが収まったとしても、ウェブを併用した開催は継続いたしますので、その辺、心配はなさらなくて大丈夫かと思っております。</p> <p>それでは、議案についてご説明申し上げます。まず、例年、これまで9月に行っていました、さば関係、千葉・東京連合海区、一都三県連合海区の代表委員の選出について。それから、小笠原海域におけるまぐろはえ縄漁業、そして小笠海域におけるかつおまぐろ釣り漁業、伊豆諸島海域における中型まき網漁業、この三つの漁業について知事諮問がございます。また、委員会指示としては、小笠原</p>

<p>会長</p>	<p>海域のそでいか漁業がございませう。その他に今後ということうで、来月の8日に、太平洋広域漁業調整委員会、会長が代表委員で、ウェブの形で予定されております。それから、3月16日に全漁調連の理事会で、会長の出席予定になってございませう。それから、通常総会は5月19日ということうで、こちらでも会長の出席予定ということうでお願いしたいと思っております。以上でございませう。</p>
<p>事務局長</p>	<p>はい。その他として今後の開催予定について説明をいただきました。続いてお願いします。</p> <p>それでは、先ほどの田中委員からもありました静岡県のはえ縄の承認の件でございませう。</p> <p>これにつきまして、皆様方のお話もあり、当然、水産課からもご説明あったように、まず1点目としては、空枠の問題があり、特に千葉県等とかなり協議を進め、直近で10数隻ですが減枠してございませう。今後は、本日ご意見のあったように、承認を持っているが実際に操業してないという部分をどう取り扱うかということうで、水産課と協議をした上で、枠の見直しを検討させていただきたいと思っております。</p> <p>これについては、今回みたいにウェブでやるのも難しい中、やはり顔を合わせながら詰めていく部分もあるので、その辺は水産課と事務局の方で相談させていただいて、どのような形で枠の見直しができるのかということうを検討させていただきたいと思っております。</p> <p>それから、本日の案件の取り扱いということうでございませう。静岡県からは、もう進達を受けている中で、皆様方の情報等も受けました。そのような部分、静岡県の指導等をどうするのかということうも含めて、取り扱いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。</p>
<p>会長</p>	<p>是非、静岡県の水産課の方と詰めた話をさせていただき、東京都側の困っている部分、疑問に思っているものについて、また、違反があるのではないかと心配する点についても、率直に伝えた方がよいと思っております。</p>
<p>事務局長</p>	<p>はい。大島近くの漁場の問題、あと田中委員の意見にある、実際に承認を受けてる船であっても、新規に漁場に参入することになる点も問題となる状況でございませう。皆様方、東京都の漁業者の皆さまのご心配が一番大事です。その点を含めた上で、静岡県に対して、東京都の海域で操業するにあたり、こういう点を改めて、漁業者に指導するということうを、水産課と調整しながら、協議させていただきたい。その上で、この手続きは取り扱うことうでいかがでしょうか。何か意見をお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>いかがでしょうか何かご発言ございましたら。</p>
<p>10番委員</p>	<p>浜川です。申し訳ない、途中、テレビ会議から外れちゃってて、どういふ話がされたのかわからないので、何か先ほどのクロマグロの件なのでしょうか。</p>
<p>事務局長</p>	<p>はいそうです。まず1点目として、田中委員から出ました浮きはえ縄の、今の承認枠の考え方について、これまで承認のない単純な空枠というものを、前回、</p>

	<p>整理させていただきました。今の話の中で、本日は、承認は受けていても実際に操業してない船の枠はどうするのかということについて、水産課と協議をした上で詰めさせていただきたい。次回、この1月から5月の承認の更新の際に、その辺を検討した上で、お諮りしたいと思っています。</p> <p>2点目として、この静岡県の承認の件については、県庁を通してお願いしますという申請書類が提出されている中で、本日の皆様方の情報もご置きます。結局、静岡県の地元の漁業者から皆様にお願いがあったということ、県庁がどう受けとめてるのかもあります。</p> <p>それから、新たに田中委員からあった、現在、実際に承認を受けて操業している漁業者にも、漁場での操業秩序が乱れてるのではないかと話もありました。</p> <p>そして、先ほど浜川委員からありました、大島と利島の間の狭い漁場での操業問題もご置きます。この辺を、県庁に、改めて確認した上で取り扱いたいと思うのですが、いかがでしょうかということです。</p>
10番委員	<p>わかりました。すいません。どうもちょっと中断されてしまって申し訳ないです。はい。わかりました。</p>
会長	<p>はい。漁業調整の一番大事なところ、もちろん一番難しいところですけども。</p>
4番委員	<p>会長いいですか。関ですけども、さっきから言っている話なのだけれども、やっぱり下田の方で揉めちゃっているし、ちゃんと下田の方の漁師さん同士で話をつけてもらって、県庁ともよく話をして、それじゃなきゃ駄目ですよ、そんな甘いこと言っちゃ。</p>
事務局長	<p>はい、それは当然確認します。</p>
4番委員	<p>これ、現場の地元の組合員さんが迷惑しているのだから。それを理解してもらって、ましてや水揚げ実績も何にもない船でそんなことやってどうするの。</p>
事務局長	<p>その部分は念押しをして、何かしらの形で本人からの確認をとりたいと思います。今まで操業してない中で、今回は船の規模を大型船で操業するにあたり、本人から何かしらの形で確認を取るつもりでございます。</p>
4番委員	<p>うん、わかった。それで八丈島はそれでよいの。</p>
1番委員	<p>だけど、その船さ、また大臣許可をとってやるわけじゃないの。また、言うこと聞かなくなるじゃないかな。俺は反対だね。</p>
水産課	<p>水産課です。その点は一応確認したところ、大臣許可は持っていないということでした。</p>
1番委員	<p>今から取るんじゃないのですか。だから、東京都の承認を欲しいだけじゃないの。そこを気を付けないとダメなんだよ。</p>

4番委員	水産課、いいですか。千葉のあの船ありましたよね。
水産課	去年、勝浦の承継した船でしょうか。
4番委員	禁止区域の中黒瀬をやったという話を聞いているよ。俺が直接確認したわけじゃないけど、結局、承認をもらっちゃえば、そうなるわけよ。水産課もいつも監視しているわけではないから、分からないじゃん。確認した船から聞いているよ、中黒で操業していたって。たまたま、八丈島の船が近くにいなかったらしくやってたらしいよ。結局、そういう風になるわけだよ。他県の船なんて信用できるわけないよ。
10番委員	<p>いいでしょうか。昨年の千葉の船は、やむを得ず承認を出したということだったですよ。色々と不信な点もあって、問題があるんじゃないかということだったのだけれど、手続き上問題がないということで、やむやむ承認を出しましたよね。子から親に承継ということで、普通常識的にはありえないけど、手続き上問題がないからということで。そういうことで、手続き上問題がないということを利用して、どんどん入ってくると思うのです、これからもね。</p> <p>みんなが、マグロを注目しているのですね。まして、はえ縄だけではなくてひき縄も、静岡県は増えていく方向ですよ。よく考えてみれば、どんどん過密化していきだろろうというのが、大いに予想されます。そんな中で、手続き上問題がないと、承認を断れないということであれば、何かしらの制限をかけないと。</p> <p>先ほど言ったように、どんどん過密化されていく。我々は、ひき縄ができなくなる状況ですよ。</p> <p>どうしたらよいのかといえば、縄数の制限とか操業回数の制限とか、そういうことも議論していかないと、承認だけが増えて、現場の我々がにっちもさっちもいかないという状況です。そういうことも視野に入れ、今後の対応というか、承認にあたっては、そういうことも検討しなければならないような状況が来ているのですね。そういうことも、頭に入れておいてください、お願いします。</p>
水産課	よろしいでしょうか。浜川委員のおっしゃること、よくわかります。そういったことを念頭に置きながら、今後の調整を進めて参りたいと思います。以上です。
会長	画面越しのやり取りですごく難しいのですけれども。
10番委員	今のは最悪の状態を考え想定していることで、できれば、もうこれ以上増えしてほしくない。今現在、東京都の漁業者が思っていることでね、できればもうこれ以上、縄の承認を進めていってほしくないということだと思います。
4番委員	そう思います。増やすなら東京都の船を増やしてください。
事務局長	はい。
会長	皆様からの意見はまだ出尽くしてないかもしれませんが、次の対面の会議の場までに少しでも納得できるような方向を打ち出していただければありがたいと

<p>事務局長</p>	<p>思います。これで全て事務局からの報告その他も終わりでしょうか。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。</p> <p>去年は3月にもう1回委員会ありましたが、今年度はこれが最後となっております。</p> <p>次の会議の日程も4月28日で決まっておりますけれども、ぜひ対面でお会いできることを期待して、今日の会議は、閉めさせていただこうと思います。第146回の調整委員会終了といたしますどうもありがとうございました。ありがとうございました。</p>

(午後3時50分、会長、第146回東京海区漁業調整委員会の閉会を宣す。)